

令和7年3月31日提出

有資格業者の指名停止を行いました

標記について、次のとおりお知らせします。

日時	令和7年3月31日(月) ~ 令和7年7月15日(火)						
場所	—						
内容	<p>諫早市は有資格業者を下記のとおり指名停止としました。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1"><tr><td>指名停止業者</td><td>【登録部門:建設工事】 株式会社堀内組 代表取締役 山下 忠則 長崎県佐世保市光町 109 番地</td></tr><tr><td>指名停止期間</td><td>3.5か月</td></tr><tr><td>指名停止の理由</td><td>佐々町が令和6年7月に発注した令和6年度松瀬団地(AB棟)給水管改修工事において、同町長が漏らした最低制限価格に近い金額を落札した業者の代表取締役に伝えたとして、元社員が、令和7年3月8日に公契約関係競売入札妨害の容疑で長崎県警に逮捕されたことによる措置。 諫早市入札参加資格者指名停止措置要領 第1「別表第2第6号(競売入札妨害又は談合)」該当</td></tr></table>	指名停止業者	【登録部門:建設工事】 株式会社堀内組 代表取締役 山下 忠則 長崎県佐世保市光町 109 番地	指名停止期間	3.5か月	指名停止の理由	佐々町が令和6年7月に発注した令和6年度松瀬団地(AB棟)給水管改修工事において、同町長が漏らした最低制限価格に近い金額を落札した業者の代表取締役に伝えたとして、元社員が、令和7年3月8日に公契約関係競売入札妨害の容疑で長崎県警に逮捕されたことによる措置。 諫早市入札参加資格者指名停止措置要領 第1「別表第2第6号(競売入札妨害又は談合)」該当
指名停止業者	【登録部門:建設工事】 株式会社堀内組 代表取締役 山下 忠則 長崎県佐世保市光町 109 番地						
指名停止期間	3.5か月						
指名停止の理由	佐々町が令和6年7月に発注した令和6年度松瀬団地(AB棟)給水管改修工事において、同町長が漏らした最低制限価格に近い金額を落札した業者の代表取締役に伝えたとして、元社員が、令和7年3月8日に公契約関係競売入札妨害の容疑で長崎県警に逮捕されたことによる措置。 諫早市入札参加資格者指名停止措置要領 第1「別表第2第6号(競売入札妨害又は談合)」該当						
問い合わせ先	諫早市 企画財務部 契約管財課 担当:今泉、平井 電話番号:0957-22-1500(内線3685) E-mail: keiyaku@city.isahaya.nagasaki.jp						
担当課	同上						
備考 (記事解禁日等)							